

海老名市都市公園条例の審査基準

法令名	海老名市都市公園条例
根拠条例	第2条
処分等の概要	行為の制限
法令の定め	<p>(行為の制限)</p> <p>第2条 法の定めるところにより許可を受けた者のほか、都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、第26条第1項の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 露店商、行商、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>(3) 興業を行うこと。</p> <p>(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。</p> <p>(5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所及び公園施設名、行為の内容等を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の利用に著しい支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。</p> <p>5 市長は、第1項又は第3項の許可の際、管理上必要な条件を付することができる。</p>
審査基準	<p>1 海老名市都市公園条例第2条第1項各号に共通する審査基準</p> <p>(1) 都市公園の設置目的、配置、規模等を勘案し、著しい支障がないこと。</p> <p>(2) 一般の都市公園利用にあたって著しい支障を与えないこと。</p> <p>(3) 都市公園の管理にあたって著しい支障を与えないこと。</p> <p>(4) 安全上の対策が講じられていること。</p> <p>(5) 環境衛生上の対策が講じられていること。</p> <p>2 海老名市都市公園条例第2条第1項各号の行為の許可にあたっては、前記1の審査基準のほか、次によるものとする。</p> <p>(1) 露店商、行商、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>ア「露店商、行商その他これらに類する行為」</p> <p>露店商、行商その他これらに類する行為は認めない。ただし、都市公園の本来の利用目的に沿って利用促進が図られるものであり、次の事項のいずれかを満たす場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体又は指定管理者が主催する催事等であること。</li> <li>・公共的団体（自治会、福祉、教育関係団体及びその他これらに類する団体等）が主催する催事等で、市が共催、後援等を行う催事等であること。</li> <li>・海老名運動公園、北部公園、中野公園において公共的団体が主催する催事等であること。</li> </ul> <p>イ「募金その他これらに類する行為」</p> <p>募金、その他これらに類する行為は、次の事項を満たす場合を除き認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体又は指定管理者が行う場合。</li> <li>・公共的団体が行う場合で、公共の福祉に反しないものであり、都市公園でこれらの行為が行われる十分な必要性があること。</li> </ul> <p>(2) 業として写真又は映画を撮影すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業として行う各種撮影で一時占用を伴うものに適用する。</li> <li>・公序良俗に反し又は都市公園の品位等を汚す撮影等でないこと。</li> <li>・雑誌、テレビ等において、都市公園施設の情報提供を目的とする撮影は、事前調整の上、自由利用とし、許可手続きを要しない。</li> <li>・行政機関が行う広報及び報道を目的とする取材のための撮影は事前調整の上、自由利用とし、許可手続きを要しない。</li> </ul> <p>(3) 興業を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園で行う興行として適切な内容及び可能な場所であること。</li> <li>・地方公共団体又は指定管理者の主催、共催、後援又は協賛の下に行われる興行であること。</li> <li>・入場料等を徴収する場合は、社会通念上適正な額であること。</li> <li>・長期的又は連続的な使用として1週間を超えないこと。ただし、公共目的又は地域振興を目的としたものはこの限りでない。</li> <li>・事前周知の計画が適切であること。</li> <li>・予め現地責任者、警察、消防、医療機関等との緊急連絡体制が整えられていること。</li> <li>・周辺道路の渋滞や駐車場の不足等が想定される場合は、そのための必要な措置がとられていること。</li> </ul> <p>(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。</p>

- ・都市公園で行う興行として適切な内容及び可能な場所であること。
- ・専ら営利を目的とした興行でないこと。
- ・地域振興、防災意識向上、健康、教育や社会福祉の一環としての催物であること。
- ・入場料等を徴収する場合は、社会通念上適正な額であること。
- ・長期的又は連続的な使用として1週間を超えないこと。ただし、公共目的又は地域振興を目的としたものはこの限りでない。
- ・事前周知の計画が適切であること。
- ・予め現地責任者、警察、消防、医療機関等との緊急連絡体制が整えられていること。
- ・周辺道路の渋滞や駐車場の不足等が想定される場合は、そのための必要な措置がとられていること。

※海老名中央公園の円形ステージにおける音楽団体の許可条件は次のとおりとする。

- ・1団体につき原則として月2日とする。
- ・使用時間は、連続して5時間以内とし、準備・休憩・片付けの時間もこれに含むものとする。
- ・使用できる時間帯は、9時から18時までとする。
- ・1回の演奏時間は45分以内とし、15分以上の休憩時間を設けること。
- ・出演者に音楽事務所等の所属者及び経営者がいる場合は、興行扱いとし、観客動員範囲を予測し、申請範囲に含めること。
- ・使用する楽器、当日の準備・演奏・休憩・片付の時間等を記載した企画書を提出すること。

(5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

- ・地方公共団体、指定管理者及び公共的団体以外の団体等については、原則として許可しない。
- ・消防法に基づく必要な手続きを行い、これを確認できる書類及び企画書を提出し、かつ安全対策を講じていること。
- ・都市公園内における火気の使用は、許可を受けた場所以外では行わないこと。
- ・ただし、花火の使用においては手持ち花火を使って地域住民(未成年者のみの利用を除く)が個人的に行うもので安全対策等により危険性がなく、他の都市公園利用者及び近隣住民の迷惑とならないものについては、自由利用とする。(指定管理都市公園を除く)
- ・消防所管課と合同で防災訓練として行う消火訓練等については、火気の使用許可を要しない。

海老名市都市公園条例の適用基準

法令名	海老名市都市公園条例
根拠条例	第3条
処分等の概要	行為の禁止
法令の定め	<p>(行為の禁止)</p> <p>第3条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第1項若しくは第3項の規定に基づく許可に係るものについては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設を損傷し、又は汚損すること。</li> <li>(2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。</li> <li>(3) 土地の形質を変更すること。</li> <li>(4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。</li> <li>(5) はり紙若しくは立札をし、又は広告を表示すること。</li> <li>(6) 立入禁止区域に立入ること。</li> <li>(7) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は留め置くこと。</li> <li>(8) 都市公園をその用途外に使用すること。</li> <li>(9) 前各号のほか都市公園の管理上支障のある行為をすること。</li> </ol>
適用基準	<p>1 条例第3条第1項各号に該当するもの行為の禁止に当たるものの考え方、具体的行為の例示については、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第1号「施設を損傷し、又は汚損すること。」の適用基準 次の行為を故意によって行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚損 土砂、汚物等を堆積又は放置すること。 油、塗料等を塗布すること。 廃棄物を捨て置くこと。</li> <li>・ 損傷 設備等を殴打する等の外力を加え、原形から変形させること。</li> </ul> </li> <li>(2) 第2号「竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。」の適用基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伐採 竹木を根本から切り取る行為や掘り取る行為等のこと。</li> <li>・ 採取 植物を取ること。</li> <li>・ 傷つけること 植物を折る、切る、打つ等の行為により損傷すること。</li> </ul> </li> <li>(3) 第3号「土地の形質を変更すること。」の適用基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地に切土、盛土又は一体の切盛土を行うもの。</li> <li>・ 建築物の敷地又は特定工作物の用地とすること。</li> </ul> </li> <li>(4) 第4号「鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。」の適用基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲 鳥獣魚類を捕えること。</li> <li>・ 殺傷 殺したり、傷つけたりすること。</li> </ul> </li> <li>(5) 第5号「はり紙若しくは立札をし、又は広告を表示すること。」の適用基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ はり紙若しくは立札をし、又は広告を表示することは、原則として許可しない。ただし、指定管理者の自主事業として行う場合については、許可することができるものとする。</li> </ul> </li> <li>(6) 第6号「立入禁止区域に立入ること。」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看板等で表示されている、人が立入ることを禁止された区域に立入ること。</li> </ul> </li> <li>(7) 第7号「指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は留め置くこと。」の適用基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園駐車場以外の場所での車の駐車については、原則として許可しない。ただし、他の行為許可等に伴うもので、特にやむを得ないと判断されるものは許可することができる。</li> </ul> </li> </ol>

海老名市都市公園条例の適用基準

法令名	海老名市都市公園条例
根拠条例	第26条・第27条
処分等の概要	利用の承認・利用の不承認
法令の定め	<p>(利用の承認)</p> <p>第26条 海老名中央公園において第2条第1項に掲げる行為に係る利用をしようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>2 第2条第2項から第5項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、「許可」とあるのは「承認」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>3 有料公園施設等を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>4 指定管理者は、前項に規定する承認をする場合において、管理上必要な条件を付すことができる。</p> <p>(利用の不承認)</p> <p>第27条 指定管理者は、前条第1項の利用及び有料公園施設等の利用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の承認を与えないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 海老名中央公園及び有料公園施設等に損害を与えるおそれがあるとき。</p> <p>(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。</p> <p>(4) その他海老名中央公園及び有料公園施設等の管理上支障があるとき。</p>
審査基準	<p>1. 海老名市都市公園条例第26条の承認を要する行為の審査基準 第2条第1項（行為の制限）審査基準によるものとする。</p> <p>2. 海老名市都市公園条例第27条第1項各号に該当するもの承認をしない行為としての考え方、具体的行為の例示については、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 第1号「公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき」 ・第三者を直接に騒擾（じょう）その他の犯罪の実行をあおるおそれがある場合、犯罪を助長し、若しくは誘発するおそれがある場合又は猥せつ等人心に不良の影響を及ぼすような状態が引き起こされる危険がある場合</p> <p>(2) 第2号「海老名中央公園及び有料公園施設等に損害を与えるおそれがあるとき」 ・利用方法、利用者が所持する物品等により、海老名中央公園に損害や汚損を与え、又は第三者に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 第3号「集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。」 ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団その他の団体の利益になるおそれがあるとき。</p> <p>(4) 第4号「その他海老名中央公園及び有料公園施設等の管理上支障があるとき。」 ・利用の申請に虚偽又は不正があったとき。 ・公園の維持管理に関する修繕、改修等により使用する範囲と重複するとき。</p>